

重要事項のご説明

契約概要のご説明（特定手続用海外旅行保険）

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- ※印の用語については、用語のご説明（最終ページ）をご参照ください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険(特定手続用海外旅行保険)は被保険者が海外旅行中に事故によりケガをされた場合や病気になられた場合に保険金をお支払いします。

海外に永住される方や帰国予定のない方のお引受はできませんのでご注意ください。

被保険者の範囲およびファミリープランの被保険者としてご家族の範囲は次のとおりとなります。

個人プラン	契約申込内容入力画面の「旅行者（保険契約者・被保険者）」欄に記載されている方（「本人」といいます。）
ファミリープラン	本人（契約申込内容入力画面の「旅行者（保険契約者・被保険者）」欄に記載されている方。）および契約申込内容入力画面の「同行される被保険者」欄に記載されている方。 ●被保険者としてご家族の範囲は、本人および本人と一緒に旅行される次の方になります。 ①本人の配偶者（※新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。） ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（注1） ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子（注2） （※上記家族構成は、保険契約締結時のものをいいます。保険契約締結時に本人以外の被保険者が上記①～③に該当しなかった場合には、お支払いする保険金が削減されることがあります）

(注1) 親族とは、「本人」の6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。

(注2) 未婚とは、これまでに婚姻届がないことをいいます。

(2) 補償内容

主な保険金について、保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

①保険金をお支払いする主な場合（主な支払事由）と保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害死亡保険金	責任期間*中の事故によるケガ*のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を、死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合で、同じケガ*により死亡されたときは、傷害死亡保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
傷害後遺障害保険金	責任期間中の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 (注1) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害後遺症傷害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度になります。
疾病死亡保険金	①責任期間中に病気により死亡された場合 ②「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り。）」により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことを要します。 ③責任期間中に感染した所定の感染症*により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を、死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。
治療・救援費用保険金	<治療費用に関するもの> 1. 責任期間中の事故によるケガのため医師の治療を受けられた場合 2. 次のいずれかに該当する場合 ①「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り。）」により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始された場合 ②責任期間中に感染した所定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合  (緊急歯科治療費用補償特約をセットされた場合のみ適用) ③責任期間中に生じた歯科疾病症状（装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により、飲食に支障が生じる状態を含みます。）の急激な発症・悪化により責任期間中に歯科医師による緊急歯科治療（*）を開始された場合。 (* 「緊急歯科治療」とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急処置、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。  <救援費用に関するもの> 3. 被保険者が次のいずれかに該当したことにより、費用が発生した場合 ①責任期間中の事故によるケガまたは自殺行為のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。 ・責任期間中に病気により死亡された場合 ・責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	1回の事故につき、治療・救援費用保険金額を限度として、次の費用で社会通念上妥当な金額をお支払いします。 <治療費用に関するもの>（左記1または2の場合） 被保険者が現実に出した次の費用の額。ただし、左記1の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用、左記2の場合は、医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。  (緊急歯科治療費用補償特約をセットされた場合のみ適用) なお、左記2の③の場合については、現実に出した次の①および④の費用で社会通念上妥当な額に50%（縮小割合）を乗じた額をお支払いいたします。ただし、歯科医師の治療を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限りです。  ①診療関係、入院*関係の費用、②義手、義足の修理費用 ③治療のための通訳雇入費用、④保険金の請求のために必要な医師の診断書費用 ⑤法令に基づき、公的機関より、病原体に汚染された（またはその疑いがある）場所の消毒を命じられた場合の消毒費 ⑥入院により必要となった次の費用（1回の事故または病気につき合計して20万円限度）A. 国際電話料等通信費 B. 身の回り品購入費（5万円限度） ⑦医師の治療を受けた結果、当初の旅行行程*を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用 ⑧救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 ⑨病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用 など <日本国外における治療の場合にご注意ください。> カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。 <日本国内における治療の場合にご注意ください。> 柔道整復師（接骨院・整骨院等）による治療の場合、治療費用の設定にあつた場合は、傷害の部位や程度に応じて、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。 <救援費用に関するもの>（左記3の場合） 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用の額。その費用の負担者にお支払いします。

<p>(ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことを要します。)</p> <p>② 責任期間中の事故によるケガまたは責任期間中に発病した病気により、続けて3日以上入院された場合(病気の場合、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限りします。)</p> <p>③ 責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明もしくは遭難された場合または山岳登山中に遭難された場合</p> <p>④ 責任期間中の事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが、警察等により確認された場合(ただし、被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地(*)に赴く救済者にかかる費用は除きます。)</p> <p>(*)「現地」とは事故発生地、被保険者の収容地または勤務地をいいます。</p>	<p>① 捜索救助費用、</p> <p>② 被保険者の捜索、看護または事故処理のための親族等の現地(*)への航空運賃等交通費(往復運賃、救済者3名分まで)</p> <p>③ 親族等の現地および現地までの行程での宿泊施設*の客室料(救済者3名分かつ1名につき14日分まで)</p> <p>④ 治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用(ただし、上記く治療費用に関するもの&gt;で支払われるべき費用については控除します。)</p> <p>⑤ 火葬等の遺体の処理費用(100万円限度)</p> <p>⑥ 遺体の移送費用</p> <p>⑦ 諸雑費(渡航手続費および現地において支出した交通費・被保険者の入院・救済に必要な身の回り品購入費、通信費等)(20万円限度)ただし、上記く治療費用に関するもの&gt;で支払われるべき費用については控除します。)</p> <p>(*)「現地」とは事故発生地、被保険者の収容地または勤務地をいいます。 &lt;家族旅行特約をセットされた場合のお取扱い&gt; ◆上記⑦の費用については被災者1名につき40万円が限度となります。 ◆次の費用もお支払いの対象となります。 ・付添者(被災者以外の被保険者をいいます。)が、旅行行程に復帰または直接帰国するための航空運賃等の交通費 ・付添者が、旅行行程に復帰または直接帰国するまでの宿泊施設の客室料(14日分まで)</p>
---	--

●下線部分は、緊急歯科治療費用補償特約がセットされた場合のみ適用されます。

**②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)**

主な場合については、「注意喚起情報のご説明」4. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)をご参照ください。

**(3) セットできる主な特約および概要**

セットできる主な特約は次のとおりです。その他の特約は、普通保険約款・特約をご参照ください。

なお、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

家族旅行特約	被保険者の範囲を「1. (1)商品の仕組み」の表中、ファミリープランに記載の方とします。
--------	--

**(4) 保険期間**

この保険の保険期間は、92日以内で旅行期間に合わせて設定してください。この保険は海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居にお帰りになるまで(注)を補償するものです。保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了しますのでご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、契約申込内容入力画面の保険期間欄にてご確認ください。

(注)セットされる特約にこれと異なる期間が記載されているときはその期間となります。

**(5) 引受条件**

・ご契約の引受範囲および引受範囲外については、「注意喚起情報のご説明 2. (2) 契約締結後における注意事項(通知義務等)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

・ご契約いただく保険金額については、次の①②にご注意ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、契約申込内容入力画面の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

①保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

②次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額・疾病死亡保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」(\*)と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

・申込日時時点で被保険者が満15才未満の場合

・保険契約者と被保険者が異なる場合

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、特定手続用海外旅行保険・海外旅行保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・傷害疾病保険・共済契約等を含みます。

**2. 保険料**

保険料は保険金額・保険期間・旅行目的地等によって決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては契約申込内容入力画面にてご確認ください。

**3. 保険料の払込方法について**

保険料の払込方法は、当社の指定するクレジットカードにより保険料を払込むクレジットカード払に限りします。

**4. 満期返れい金・契約者配当金**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はございません。

**5. 解約返れい金の有無**

ご契約の解約に際しては、解約返れい金を返還させていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」7. 解約と解約返れい金をご参照ください。

**三井住友海上へのご相談・お問い合わせ・苦情は**

「三井住友海上 お客様デスク」 0120-632-277 (無料)  
【受付時間】: 平日 9:15~20:00 土日祝日 9:15~17:00 (年末・年始は休業させていただきます。)

**(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」は**

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、幹旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107-808 (無料) 携帯電話・PHSからは03-3255-1306 (有料) をご利用ください。  
受付時間: 平日 9:00~18:00 (土日・祝日はお休みとさせていただきます)

**万一、事故が起こった場合は**

取扱代理店または海上ラインまでご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス 0120-365-240 (無料・日本語受付)  
「三井住友海上ライン」 海外からは81-3-3497-0915へコレクトコールでおかけください。

## 注意喚起情報のご説明（特定手続用海外旅行保険）

- ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいようお願いいたします。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- ※印の用語については、用語のご説明（最終ページ）をご参照ください。

### 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険の保険期間は1年以下であることから、ご契約のお申し込み後にご契約の撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 契約締結時における注意事項（告知義務一契約申込内容入力画面 入力上の注意事項）

保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります）。この項目が、故意または重大な過失によって入力内容が事実と異なっている場合、または入力されなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、**契約申込内容入力画面の内容を必ずご確認ください。**

「特定手続用海外旅行保険」のご契約では次の事項について十分ご注意ください。

①被保険者の「職業・職務」

②旅行目的地

③他の保険契約等に関する情報（同種の危険を補償する他の保険契約等で、特定手続用海外旅行保険・海外旅行保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・傷害疾病保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。）

#### (2) 契約締結後における注意事項（通知義務等）

ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく三井住友海上カスタマーセンター・インターネットチーム（電話：0120-321-969、受付時間：月～金曜日（除く祝日・年末年始）9：15～17：00）にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので十分ご注意ください。

①旅行先で従事する職業・職務を変更した場合

②新たに旅行先で職業に就いた場合

③旅行先で従事する職業・職務をやめた場合

④旅行目的地が変更となった場合

また、①②のいずれかにおいて、下記<ご契約の引受範囲外>に該当したときは、ご契約を解約していただくか、当社からご契約を解除いたします。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>

農林業・漁業・採鉱・採石作業、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

#### (3) その他の注意事項

・同種の危険を補償する他の保険契約等（\*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、契約申込内容入力画面に必ずその旨をご入力ください。

（\*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、特定手続用海外旅行保険・海外旅行保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・傷害疾病保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

・被保険者が以下の項目に該当する場合には、契約申込内容入力画面に必ずその旨をご入力ください。

①旅行中に、ビッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等の危険な運動をされる場合

②現在、病気にかかっている場合

・保険金受取人について

死亡保険金	・被保険者の法定相続人にお支払いいたします。
-------	------------------------

上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。
------	---------------------

・ご契約後保険契約者の住所などを変更される場合も、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせや案内ができないこととなります。

・旅行日程が変更（延長）となる場合で、保険期間の延長をご希望の場合には、ご家族など日本にいらっしゃる代理の方には、三井住友海上カスタマーセンター・インターネットチーム（電話：0120-321-969、受付時間：月～金曜日（除く祝日・年末年始）9：15～17：00）にて延長のお手続きを行うように依頼してください。延長のお手続きは海外ではできません。通算保険期間92日を超えて延長はできませんので、旅行期間が92日を超えることが予想される場合は、この保険（特定手続用海外旅行保険）にはご加入いただけません。また、保険期間を延長する場合、「延長後の保険期間」が「当初の保険期間」の2倍以上となる延長はできません。

（注）当初の保険期間：当初の始期日から当初の満期日まで

延長後の保険期間：当初の始期日から延長後の満期日まで

・被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解約を求められます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。

①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合

・当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

④②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑤保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書類等が必要となります。

（注）保険契約

その被保険者にかかわる部分に限ります。

#### (4) 旅行目的地の変更

旅行目的地が変更となった際には、保険料を追加でご請求させていただく場合があります。旅行目的地の変更は、変更時期に関わらず、当初の契約の保険始期に遡って変更後の保険料との差額を頂きます。

### 3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します（旅行出発当日にご契約される場合は、保険契約証記載の契約成立時刻に開始します。）。ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程開始前に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。（セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます。）。保険料はご契約と同時に払込みください。保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等（主な免責事由）

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合等

この保険では、次のいずれかに該当するケガ・病気等に対しては保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</li> <li>● 無資格運転、酒酔い運転<sup>※</sup>または麻薬等を使用して自動車等<sup>※</sup>を運転している間のケガ</li> <li>● 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ</li> </ul>
傷害後遺障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>● 外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、当社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。）</li> <li>● 戦争・その他の変乱<sup>※</sup>によるケガ（テロ行為によるケガは、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金の支払対象となりません。）</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群<sup>※</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見<sup>※</sup>のないもの＜傷害後遺障害保険金支払特約のみ＞</li> <li>● 乗用具<sup>※</sup>によるレース中（レースに準ずるものおよび練習中を含みます。）のケガ</li> <li>● 危険な職業に従事中のケガ</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
疾病死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失による病気</li> <li>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気</li> <li>● 被保険者が被ったケガによる病気</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産による病気</li> <li>● 歯科疾病</li> <li>● 戦争・その他の変乱による病気（テロ行為による病気は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金の支払対象となりません。）</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
治療・救済費用保険金	<p>＜契約概要のご説明 1（2）①「保険金をお支払いする場合」1、2の①②、3の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失（「保険金をお支払いする場合」3については、自殺行為により死亡された場合には保険金をお支払いします。）</li> <li>● 自殺行為（「保険金をお支払いする場合」3については死亡された場合には保険金をお支払いします。）</li> <li>● 犯罪行為または闘争行為</li> <li>● 無資格運転（a）、酒酔い運転（b）（左記（a）（b）とも「保険金をお支払いする場合」3については死亡された場合には保険金をお支払いします。）または麻薬等を使用して自動車等を運転している間の事故</li> <li>● 外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、当社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には保険金をお支払いします。）</li> <li>● 歯科疾病</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産による病気</li> <li>● 戦争・その他の変乱によるケガ・病気等（テロ行為によるケガ・病気等は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象にしています。）</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ・病気等</li> <li>● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群・腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見のないもの</li> <li>● 乗用具によるレース中（レースに準ずるものおよび練習中を含みます。）の事故によるケガ（「保険金をお支払いする場合」1の場合に限ります。）</li> <li>● 危険な職業に従事中の事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>-----＜契約概要のご説明 1（2）①の「保険金をお支払いする場合」2の③の場合＞-----</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記（歯科疾病を除きます。）に該当するもの</li> <li>● 義歯、歯科矯正装置の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、欠陥</li> <li>● 義歯、歯科矯正装置のキズ・塗料のほがれ等の外観上の損害</li> <li>● フラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

- 下線部分は、緊急歯科治療費用補償特約がセットされた場合のみ適用されます。
- （注1）目的地を変更する場合は、別途当社所定の割増保険料が必要な場合があります。あらかじめ追加保険料を払込みいただかないとお受け取りになる保険金が削減または支払われない場合がありますのでご注意ください。
- （注2）下記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガおよびビッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病に対してはお受け取りになる保険金が削減されます。（治療・救済費用保険金の「保険金をお支払いする場合」3については死亡された場合を除きます。）

補償対象外となる運動
山岳登山（注1）、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 （注1）山岳登山 ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。） （注2）航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。 （注3）操縦 職務として操縦する場合を除きます。 （注4）超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

## （2）重大な事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 他の保険契約等との重複により、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、ご契約と同時にクレジットカードにより払込みください。また、旅行期間の延長などご契約内容が変更となる場合は変更と同時に払込みください。

## 6. 失効について

ご契約後に被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。この場合においては、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、三井住友海上カスタマーセンター・インターネットチーム（電話：0120-321-969、受付時間：月～金曜（除く祝日・年末年始）9：15～17：00）まで速やかに申出ください。

・解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還させていただくことがございます。

・解約返れい金を返還させていただく場合は保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

## 8. 最低保険料について

- ・このご契約の最低保険料は、1,000円となります。
- ・保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合は、払込みいただいた保険料が1,000円未満となるような返還はいたしません。

## 9. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等のご契約者の保護について> (平成21年9月現在)

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金は等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### 三井住友海上へのご相談・お問い合わせ・苦情は

「三井住友海上 お客さまデスク」 **0120-632-277 (無料)**  
【受付時間】：平日 9:15~20:00 土日祝日 9:15~17:00 (年末・年始は休業させていただきます。)

### (社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」は

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

**0120-107-808 (無料)** 携帯電話・PHSからは03-3255-1306 (有料) をご利用ください。  
受付時間：平日 9:00~18:00 (土日・祝日はお休みとさせていただきます)

### 万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または海上ラインまでご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス **0120-365-240 (無料・日本語受付)**  
「三井住友海上ライン」 海外からは81-3-3497-0915へコレクトコールでおかけください。

## その他のご説明（特定手続用海外旅行保険）

- ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この「その他のご説明」記載事項はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ※印の用語については、用語のご説明（最終ページ）をご参照ください。

### 1. ご契約内容確認事項（意向確認事項）

この「ご契約内容確認事項」はお申し込みいただく保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認させていただくために必要な事項です。また、お申し込みいただく上で特に重要な項目について契約申込内容入力画面に正しくご入力いただいていることを確認させていただくための事項にも該当します。お手数ですが、以下についてもれなくご確認いただきますようお願い申し上げます。

- (1) 「重要事項のご説明」、「契約申込内容入力画面」等をご確認いただき、「今回お申し込みの保険契約」が次の点でお客さまのご希望にそった内容となっていることをご確認いただきますようお願いいたします。  
万一、ご希望と異なる内容になっている場合には、必ず当社または代理店までご連絡いただきますようお願いいたします。
  - ①保険の種類、補償内容・セットしている特約
  - ②保険金額
  - ③保険期間
  - ④保険料の額・保険料払込方法・配当金の有無
- (2) 次の項目について契約申込内容入力画面への入力が正しく行われているかどうかをご確認いただきますようお願いいたします。  
⇒次の項目は保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払するために正確な入力が必要な項目です。
  - ①被保険者が「旅行行程中に従事する職業・職務」欄
  - ②被保険者の「生年月日」・「性別」欄
  - ③被保険者が現在病気にかかっているか・いないかについての回答
  - ④「他の保険契約等」・「保険金請求歴」欄

また、現在のご契約（\*）がある場合には、上記（2）①②の項目で疑問に感じた点または再確認したい点がないかご確認ください（ある場合は必ず取扱代理店までご連絡をお願いいたします。）

（\*）当社にてご契約いただいた海外旅行保険契約で、今回、保険契約をお申し込みされるにあたり、保険期間が終了する契約をいいます。

### 2. ご契約時にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかご注意ください～

- (1) 取扱代理店の権限  
取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- (2) ご契約条件について  
被保険者のご年令等によりお引受できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 特約の補償重複  
賠償責任危険補償特約・テロ等対応費用補償特約は、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入可否をご確認いただいたうえでご契約ください。
- (4) お客さまのご契約内容が登録されることがあります。  
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、（社）日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。  
○契約内容登録制度のあらまし  
： 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金およびこれらの保険金と同様の内容を有する保険金をお支払いする保険契約をお引  
： き受けした場合、損害保険会社からの連絡により、（社）日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。各損害保険会社は、  
： この後、その保険契約について保険金額の増額等の契約内容変更手続きが行われた場合または同じ被保険者について新たな保険契約を締結  
： した場合もしくはその死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等の請求があった場合、登録内容を契約の存続またはこ  
： れらの保険金のお支払いの参考とさせていただきます。各損害保険会社は本制度により知り得た内容を保険契約の存続およびこれらの保険  
： 金のお支払いの参考とす以外に用いることはありません。また、（社）日本損害保険協会および各損害保険会社は、本制度により知り得  
： た内容を他に公開いたしません。（ただし、犯罪捜査等にあたる公的機関からの要請を受けた場合のその公的機関への開示を除きます。）  
： 登録内容については当社または（社）日本損害保険協会に照会することができます。なお、照会できる方は、保険契約者または被保険者に  
： 限るとともに、照会できる内容はそのご本人に関する情報のみとなります。
- (5) お客さまWebサービス（eカスタマーセンター）のご利用について  
ご契約いただくためには、お客さまWebサービス（eカスタマーセンター）の利用規約に同意いただく必要があります。お客さまWebサービス（eカスタマーセンター）の利用規約は <http://www.ms-ins.com/ecustomer/kiyaku.html> をご覧ください。

### 3. ご契約後にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかご注意ください～

- (1) お渡しする契約証は内容をご確認の上、大切に保管ください。
- (2) その他の注意事項  
次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
・著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

### 4. 保険事故が起こった場合の手続き

- (1) 事故にあわれた時の当社へのご連絡等  
保険金支払事由に該当した場合には、最寄のクレームエージェント（事故処理会社）、三井住友海上ライン、取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、あらかじめ当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- (3) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。

※1 ご提出いただく書類には●を付しています。一が付されている場合には、ご提出いただく必要はありません。

※2 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

※3 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「相手への賠償」と同様です。

※4 事故の内容、損害額、傷害の程度に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類と書類の例	ケガに関する補償	病気に関する補償	相手への賠償
(1) 当社所定の保険金請求書 書類の例 《当社所定の保険金請求書》	●	●	●
(2) 当社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類 書類の例 《当社所定の同意書、事故原因・損害状況に関する写真・修理業者からの報告書 等》	●	●	●
(3) 被保険者またはその代理人（親権者、代理請求人、相続人等）の保険金請求であることを確認するための書類 書類の例 《住民票、健康保険証（写）、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書 等》	●	●	●
(4) 診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類 書類の例 《当社所定の診断書、診療状況申告書、入院（・通院）状況申告書、診療報酬明細書、治療費の領収書 等》	●	●	—
(5) 公の機関（やむを得ない場合には第三者）等の事故証明書 書類の例 《警察署・消防署等の公の機関、交通機関、医療機関、施設者、勤務先等の事故証明書 等》	●	—	—
(6) 死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本 書類の例 《死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本 等》	●	●	—
(7) 後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類 書類の例 《当社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類 等》	●	—	—
(8) 損害賠償の額および損害賠償請求権者等を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類 書類の例 《診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、戸籍謄本 等》 ②他人の財物破損（破損財物の使用不能による間接損害を含む）の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類 書類の例 《修理見積書・領収書、取得時の領収書、建物登記簿謄本、賃貸借契約書、決算書類、事故前後の売上計画・実績 等》 ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 書類の例 《示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 等》	—	—	●
(9) その他必要に応じて当社が求める書類 ①入国や帰国の日付を確認する書類 書類の例 《旅券（パスポート）の写し》 ②救援者の代理人を指定することを証明する書類 書類の例 《救援者代理人指定書》	●	●	●

(4) 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなかった場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等内の親族」

(5) 当社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注2）を終えて保険金をお支払いします。（注3）

（注1）保険金請求に必要な書類は、「（3）保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（注2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公共機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(6) 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(7) 「海外旅行総合保険サービスガイド」をご活用ください。

「海外旅行総合保険サービスガイド」には、保険金のご請求手続きや当社の海外旅行保険に関するサービス等を掲載しております。

## (8) その他注意事項

- ・ご契約内容に基づきお支払対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、海外旅行総合保険アシスタンスサービスの対象とはなりません。
  - ・サービスに伴って生じた治療費・移送費等の実費がご契約の保険金額を超過する場合には、その超過部分（アシスタンス会社の手数料を含みます。）については、お客さまのご負担となります。お支払い対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス会社に払込みいただいた上ではじめてサービスを提供させていただきます。あらかじめご了承ください。
  - ・サービス提供後にお支払対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまのご負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス会社に見込み額・手数料を払込みいただいた上でサービスを続けさせていただきます。
  - ・一部地域では、サービスの提供ができない場合やサービス開始までにお時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 上記以外のその他注意事項については普通保険約款・特約等をご確認ください。

## 5. 個人情報の取扱いについて

本保険契約および本サービスに関する個人情報は、会社が保険引受の審査、保険契約の履行および本サービスの履行のために利用する他、法令の範囲内で会社および三井住友海上のグループ（以下、「MS I G」といいます。）各社が本サービス以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- (1) 会社およびMS I Gの各社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・国際・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- (2) 提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

なお、本サービスに関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（当社代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、等に提供することがあります。

### ○契約等情報交換制度について

会社は、保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会への登録や損害保険会社等の間で交換を実施することがあります。

### ○再保険について

会社は、保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

- 会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスMS I G各社の名称および契約等情報交換制度等については、会社ホームページ (<http://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

## 用語のご説明

- 「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中（保険証券記載の海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「後遺障害」とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。
- 「医師」とは、日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「治療」とは、医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
- 「入院」とは、医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「旅行行程」とは、保険証券記載の海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
- 「所定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。（平成21年10月現在）
- 「酒酔い運転」とはアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転することをいいます。
- 「自動車等」とは自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「頸（けい）部症候群」とはいわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「医学的他覚所見」とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「乗用具」とは自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「宿泊施設」とはホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。